

広報お知らせ号

2012年(平成24年)
11月15日発行

〒038-3803
藤崎町大字西豊田一丁目1
藤崎町企画財政課企画係
☎75-3111(内線2224)

地域福祉座談会を開催します

町および町社会福祉協議会では、地域福祉に関する方向性を定め、また、具体的な施策を推進するため、地域福祉計画(町)および地域福祉活動計画(社協)を今年度見直しする予定ですが、広く地域住民のご意見をお伺いするため、地域福祉座談会を共催で開催することとしました。

日常生活を通して、地域福祉について感じる問題点や要望等についてお聞かせいただきたいと思いますので、ご近所お誘い合わせのうえご参加ください。

開催日	開始時間	開催場所	対象地区
11月28日(水)	午前10時	平成会館	矢沢、小畑、中島
	午後1時30分	西中野目生活改善センター	中野目、吉向、亀岡、西中野目
12月4日(火)	午前10時	藤崎老人福祉センター	舟場、みつや、表町、仲町、曲新田、本町、木挽町、朝日町、下町、館川町、緑町、新町、横町、伝馬、白子
	午後1時30分	藤崎老人福祉センター	林崎、葛野、藤越、水沼、東町、西豊田1~3丁目
12月10日(月)	午前10時	福島公民館	福島、徳下、三ツ屋
	午後1時30分	三集落生活改善センター	俵舂、下俵舂、柏木堰
12月11日(火)	午前10時	常盤老人福祉センター	榊、亀田、常盤、若松、西田、若柳、小学校通り
	午後1時30分	水木ふるさとセンター	水木、福左内、久井名館
12月12日(水)	午前10時	富柳老人憩の家	富柳、福館

☆お問合せ ○福祉課福祉係(内線2115、2116)
○社会福祉協議会 ☎65-2056

人権と行政の特設相談所を開設します

第64回人権週間にあわせ特設人権相談所を開設します。

ご近所のもめごと、家庭内の問題、いじめや体罰、職場でのセクハラなど人権侵害に関する相談に、法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員と総務大臣から委嘱を受けた行政相談員の方々が応じます。

相談は無料で、秘密はかたく守られます。

☆日 時 12月5日(水) 午前9時~午後3時

☆場所および相談対応者

場 所	相談対応者	場 所	相談対応者
藤崎老人福祉センター	○人権擁護委員 ・藤田 洋 ・野呂 廣志 ・荒谷 百合子 ○行政相談員 ・加福 ちる子	常盤老人福祉センター	○人権擁護委員 ・佐藤 イツ子 ・福士 剛 ・小野寺 福雄 ○行政相談員 ・三上 一

☆お問合せ 住民課住民係(内線2131、2138)

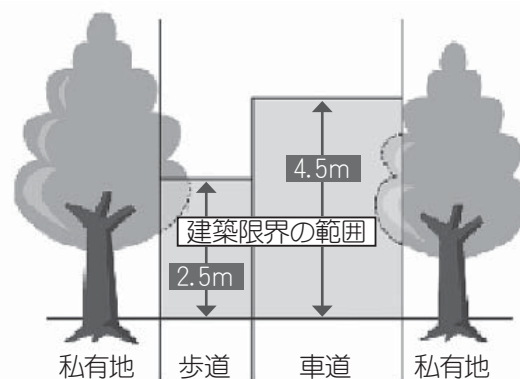
道路にはみ出している樹木等の撤去のお願い

私有地から道路側へ樹木がはみ出している箇所が見受けられます。樹木等が道路にはみ出していると、道路が狭くなって歩行者・通行車両の交通の支障や、視界の妨げになり、交通事故等につながる恐れがあります。また、除雪作業の支障になることもありますので、伐採・撤去等の適切な管理をするようお願いいたします。

☆注意点

○建築限界

道路法第30条および道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5mおよび歩道の2.5mの範囲に、通行の障害となる物(樹木・看板等)は置いてはならないと規定されています。



○賠償責任

私有地の生垣や庭木等の倒木や道路上に張り出した枝等の落下等により、通行中の歩行者や車両等が損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。

☆お問合せ 建設課管理係(内線2234、2235)

藤崎町商工会青年部電話番号早見表製作について

この度、藤崎町商工会青年部では平成25年度版の電話番号早見表を製作することとしました。そこで、以下の方はお手数ですが、11月30日(金)までに商工会までご連絡くださるようお願いいたします。

- 広告を掲載されたい方
- 新規で電話、FAXを設置された方
- 現在の早見表の掲載内容を変更されたい方
- 現在の早見表の掲載内容に誤りがある方
- 転居されてきて早見表に掲載されたい方

※NTTとは一切関係ございませんので、新規登録または各種変更をNTTに届け出された方でも、藤崎町商工会に連絡されないと早見表には掲載されませんのでご注意ください。

☆お問合せ 藤崎町商工会青年部 ☎75-2370

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

「働きすぎによる健康障害」や「サービス残業」を解消するためには、使用者が労働時間を適正に把握し、適切な対処を行うことが必要です。労使で協力して、労働時間の適正化を進めましょう。

キャンペーン期間中、職場の労働時間等に関する情報を「労働時間情報受付メール窓口(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/campaign.html)」で重点的に受け付けます。

☆お問合せ 青森労働局労働基準部監督課 ☎017-734-4112

第8回藤崎町民体育大会「ソフトバレーボール競技」

- ☆日 時 12月2日(日)
(受付)午前8時30分 (開会式)午前9時
- ☆場 所 スポーツプラザ藤崎
- ☆参加資格 中学生以上の藤崎町民
- ☆チーム編成 ○団体戦1チーム 4～8人
○原則として町内会単位
※混合チームも可
- ☆試合方法 参加チーム数により、主催者・主管者が決定します。
- ☆申 込 み 参加申込書により、11月27日(火)までにスポーツプラザ藤崎に申し込みください。
- ※開催要項・参加申込書は各行政連絡員に送付しています。
- ☆申込・お問合せ スポーツプラザ藤崎 ☎75-3323、FAX75-4090

第2回ぽっぽら産直市「絆」を開催します

- JR北常盤駅舎に併設している「藤崎町コミュニティプラザぽっぽら」で、この度も産直市を開催することとしました。さまざまな農産物を販売しますので、多くの皆さまのお越しをお待ちしています。
- 農業の振興と駅周辺のにぎわいづくり等を通じて、コミュニティの活性化を図ります。みんなの絆で地域を元気にさせましょう。
- ☆日 時 11月24日(土) 午前9時30分～午後1時30分
- ☆開催場所 ○藤崎町コミュニティプラザぽっぽら
○JR北常盤駅前広場
- ☆開催方法・形式
- 屋外にはテントを設営します。
 - 出品者が自ら商品を陳列し、対面販売を行います。
 - さまざまな農産物を中心に販売します。
 - 出店は無料ですので、多くの皆さまの出店をお待ちしています。
- ☆お問合せ ぽっぽら産直市 担当 工藤 ☎65-2230

裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！

- 裁判員制度は、平成21年5月21日から施行され、平成23年には、8,815の方が裁判員として裁判に参加されています。
- 国民の皆さまの積極的な参加により、裁判員制度は円滑に実施されています。裁判員制度は、国民の皆さまのご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いします。
- 裁判員候補者名簿ができるまで
裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿をもとに、全国の地方裁判所で作成されます。
- 裁判員候補者名簿記載通知について
平成25年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、平成25年2月～平成26年2月頃までの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。
- なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。
- ※実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします。
- ☆お問合せ 青森地方裁判所刑事訟廷係 ☎017-722-5471

自殺予防対策事業・講演会 「安心して生きていくことができる町」を開催します

- ☆日 時 12月14日(金) 午後1時～
- ☆場 所 町文化センター
- ☆内 容
- 講演 テーマ「メンタルヘルスと自殺対策」
講 師 青森県立精神保健福祉センター所長 岩佐 博人氏
 - シンポジウム「この町で今、私たちにできること」
町こころの健康相談司法書士、傾聴ボランティアを囲んで行います。
 - 藤崎中学校吹奏楽部1、2年生によるコーラス
- ☆申込方法 11月30日(金)までに福祉課健康係に申し込みください。
- ☆申込・お問合せ 福祉課健康係(内線2121)

平成24年度 常盤ふるさと資料館あすか特別企画展 「棟方志功と青森県の版画家たち展」の開催

- この度、常盤ふるさと資料館あすかにて、特別企画展「棟方志功と青森県の版画家たち展」を開催します。開催期間中には、棟方志功の展示作品について解説する「ギャラリートーク」も行います。
- みなさまのご来場をお待ちしております。
- ☆日 時 11月17日(土)～25日(日) 午前9時～午後4時30分
※会期中の休館日はございません
- ☆場 所 常盤ふるさと資料館あすか
- ☆入館料 無料
- ギャラリートーク開催のお知らせ
- ☆日 時 11月18日(日) 午後1時30分～
- ☆解説者 財団法人棟方志功記念館 館長補佐 武田公平氏
- ☆内 容 棟方志功の展示作品について解説をします
- ☆お問合せ 常盤ふるさと資料館あすか ☎65-4567

労働保険の手続きはお早めに！

- 労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。手続きを怠った場合または指導したにもかかわらず、手続きに応じなかった場合等については、職権により強制適用されることがあります。
- ※農林水産業の一部を除きます。
- 労災保険
業務災害および通勤災害により負傷等した場合、必要な保険給付を行います。
- 雇用保険
労働者が失業した場合、生活安定および再就職促進のため、必要な失業給付を行います。労働者の加入要件は、週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用が見込まれる方です。
- ※季節労働者は除きます。
- ☆お問合せ
- 労災保険 弘前労働基準監督署 ☎0172-33-6411
 - 雇用保険 弘前公共職業安定所 ☎0172-38-8609

ストップ わら焼き！

稲わらも貴重な資源です。焼却せず、収集やすき込みで再利用に努めましょう。